

千代田区市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する市民緑地設置管理計画（以下「計画」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請等)

第2条 法第60条第1項の規定により計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、千代田区市民緑地設置管理計画認定申請書（第1号様式）を千代田区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 面積算出表
- (5) 計画立面図・断面図
- (6) 緑化面積求積図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

3 申請者は、千代田区（以下「区」という。）において法第6章第2節の規定に基づく市民緑地認定制度（以下単に「市民緑地認定制度」という。）を利用するに当たっては、区長が別に定める事項に留意しなければならない。

4 申請者のうち、市民緑地認定制度の活用により固定資産税等の軽減を受けようとするものは、第1項の規定に基づく申請をするに当たっては、当該申請の内容等について、あらかじめ区と協議しなければならない。

(計画の認定)

第3条 区長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該計画を認定し、千代田区市民緑地設置管理計画認定（不認定）書（第2号様式）により、その結果を申請者に通知するものとする。

- (1) 法第61条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる基準
- (2) 法第61条第1項第6号に掲げる基準に適合すると認めるための区長が別に定める適合基準

2 区長は、当該計画が前項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該計画を不認定とし、千代田区市民緑地設置管理計画認定（不認定）書（第2号様式）により、その結果及びその理由を申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第4条 前条第1項の規定により認定を受けた申請者（以下「認定事業者」という。）は、法第62条第1項の規定による計画の変更の認定を受けようとするときは、千代田区市民緑地設置管理計画変更認定申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、変更しようとする計画が前条第1項各号に掲げる基準を満たしていると認めるときは、認定を行い、千代田区市民緑地設置管理計画変更認定書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(市民緑地の設置及び管理状況の報告)

第5条 認定事業者は、事業年度終了後速やかに、第3条第1項の認定を受けた計画(変

更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る市民緑地の設置及び管理の状況について、次に掲げる書類を添えて、区長に報告しなければならない。

- (1) 前事業年度の認定計画に係る市民緑地の設置及び管理に関する事業報告書、収支決算書又はこれらに相当する書類
 - (2) 当事業年度の認定計画に係る市民緑地の設置及び管理に関する事業計画書、収支予算書又はこれらに相当する書類
 - (3) 前2号に掲げる書類のほか、認定計画に係る市民緑地の設置及び管理に関するものとして、区長が特に必要と認める書類
 - (4) 区が別に定める方法により、区が別に定める事項を評価した結果を記載した書面(市民緑地認定制度の活用により固定資産税等の軽減を受ける認定事業者に限る。次項において「税軽減を受ける認定事業者という。)
- 2 税軽減を受ける認定事業者は、前項の報告をするに当たっては、当該報告の内容等について、あらかじめ区と協議しなければならない。
- 3 第1項に規定する報告のほか、法第63条の規定により区長から認定計画に係る市民緑地の設置及び管理の状況について報告を求められた認定事業者は、千代田区市民緑地設置管理状況報告書(第5号様式)に必要な書類を添えて、報告するものとする。
(改善命令)

第6条 区長は、認定計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていないと認める認定事業者に対し、法第64条の規定に基づき、千代田区市民緑地設置管理改善命令書(第6号様式)により改善を命じるものとする。

- 2 認定事業者は、前項の改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、千代田区市民緑地設置管理改善報告書(第7号様式)に必要な書類を添えて、その内容を区長に報告するものとする。

(認定の取消し)

第7条 認定事業者が前条第1項の改善命令に違反したときは、法第65条の規定に基づき千代田区市民緑地設置管理計画認定取消書(第8号様式)により認定計画の認定を取り消すものとする。

- 2 区長は、前項の認定の取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づき聴聞を行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、計画の認定に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則(平成30年12月28日30千環景都発第139号)

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

附 則(令和元年10月31日31千環景都発第146号)

この要綱は、令和元年10月31日から施行する。